

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所様式9-1(1/2)
(第23353報)

応急措置の概要(原子炉施設)

2022年3月21日11時20分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 磯貝 智彦

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項口)
発生事象と対応の概要(注2)	(対応日時, 対応の概要) 本日11時02分頃、既設多核種除去設備建屋西側において、移送配管の漏えい検知器が作動していることを協力企業作業員が確認しました。 状況は以下のとおりです。 ・発見時刻 11時02分頃 ・発生場所 既設多核種除去設備建屋西側 なお、目視したところ現場に水漏れがないこと確認しております。 現在、現場状況を確認しており、状況が分かり次第お知らせします。 【公表区分:C】
その他の事項の対応(注3)	なし ※添付の有り・無し

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

様式9-1(1/2)

応急措置の概要(原子炉施設)

(第23354報)

2022年 3月 21日 12時 08分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 磯貝 智彦

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要)</p> <p>本日11時39分、2号機タービン建屋西側にあるサブドレンピットNo. 23のサンプリングを実施した際、採水容器に油らしき物を確認したことから、当該サブドレンピットの油分分析を行ったところ、油分が9.8mg/L検出されました。</p> <p>なお、サブドレンサンプルタンクにおいては、排水前に分析を行い異常がないことを確認した上で排水を行っており、直近の排水時における油分分析結果は検出限界値未満(検出限界値0.3mg/L)であることを確認しております。</p> <p>また、サブドレンピットNo. 23及び連結管で繋がっているNo. 24~No. 27と中継1タンク系統の汲み上げを停止させております。</p> <p>今後、サブドレンピットNo. 23周辺のピット内における油分の有無や原因の調査を実施してまいります。</p> <p>【公表区分：C】</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

※添付の有り(無し)

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

様式0-1-(1/2)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第23355報)

2022年3月21日(2時34分)

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 磯貝 智彦

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要) 第23348報でお知らせした、サブドレン集水タンクNo. 7接続配管からの水の漏えいについて、その後の状況をお知らせします。</p> <p>堰内の水についてトリチウムを分析した結果、検出限界値(77Bq/L)未満であることから、12時15分、雨水と判断しました。</p> <p>【公表区分: その他】 漏えいた水については雨水と判断したことから、公表区分を「C」から「その他」に変更しました。</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

※添付の有り・無し

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

様式9-1 (1/2)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第23356報)

2022年3月21日 13時5分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 磯貝 智彦

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要)</p> <p>第23353報でお知らせした既設多核種除去設備建屋西側における、移送配管の漏えい検知器の作動について、その後の状況をお知らせします。</p> <p>配管は、RO濃縮水の移送配管であり、現場にて、サーベイを行った結果、周辺450cpmに対して、検知器周辺が750cpmであることを確認しました。 この結果から、現時点では雨水・結露水であると特定することが難しいと判断しました。</p> <p>漏えい検知器外への漏えいは確認されていませんが、念のため養生を実施しました。</p> <p>今後、準備が整い次第、詳細な確認を行う予定です。</p> <p>【公表区分：C】</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

※添付の有り・無し

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

様式9-1(1/2)

応急措置の概要(原子炉施設)

(第23357報)

2022年3月21日15時25分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 磯貝 智彦

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	(対応日時, 対応の概要) 第23354報でお知らせした、2号機タービン建屋西側にあるサブドレンピット No. 23からの油分検出について、その後の状況をお知らせします。 中継タンク No. 1の油分分析をした結果、検出限界値未満(検出限界値0.3mg/L)であることを確認しました。 この結果、No. 23~No. 27を除く中継タンク No. 1系統の汲み上げを、14時36分再開しました。 【公表区分: C統】 ※添付の有リ・無し
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

様式9-1(1/2)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第23358報)

2022年3月21日15時25分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 磯貝 智彦
連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ) (対応日時, 対応の概要) プラント関連パラメータ、タンクエリアパトロール結果等について、下記の通りお知らせいたします。
発生事象と対応の概要(注2)	<p>・プラント関連パラメータ [3月21日11時00分現在]</p> <p>・集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 [採取日 3月20日]</p> <p>・構内排水路 分析結果 [採取日 3月20日]</p> <p>・海水分析結果<港湾内、放水口付近> [採取日 2月7日、3月20日]</p> <p>・発電所敷地内におけるモニタリング結果について、前回のお知らせから有意な変動はありません。</p> <p>・汚染水タンク水位計による常時監視において、漏えい等の異常はありません。</p> <p>・タンクエリアパトロールにおいて、23350報でお知らせしたEタンクエリアの内堰の雨水の水位が、昨日3cmの所、1cm程度に低下していることを確認しました。水位測定場所近傍の漏えい痕の確認された場所については補修作業を実施中ですが、現状、漏えいがないことを確認しています。今後も、堰内雨水水位の変化の有無を継続して確認する予定です。</p> <p>・建屋滞留水の移送状況について、パトロール及び警報監視において、漏えい等の異常は確認されていません。</p> <p>【公表区分：その他】</p> <p>※添付の(有り)・無し</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

7/6

福島第一原子力発電所 プラント関連パラメータ

2022年3月21日 11:00現在

(重要事項)
各計測値については、地震やその他の異常事態の影響を受けて、適切な空間環境条件を
各計測点について、正しく測定されていない可能性のある計測値も存在している。
超えているものもあり、正しく測定されていない可能性のある計測値も存在している。
プラントの状態を把握するために、このような計測値の不確かさを考慮し、種々の
計測値から得られる情報を活用して変化の傾向に留意して総合的に判断している。

	1号機	2号機	3号機	4号機
原子炉注水状況	給水系: 2.0 m ³ /h CS系: 1.4 m ³ /h (3/21 11:00 現在)	給水系: 0.0 m ³ /h CS系: 1.6 m ³ /h (3/21 11:00 現在)	給水系: 0.0 m ³ /h CS系: 1.7 m ³ /h (3/21 11:00 現在)	
原子炉圧力容器 底部温度	VESSEL BOTTOM HEAD (TE-263-69L1): 13.9 °C 原子炉 SKIRT JOINT 上部 (TE-263-69H1): 13.3 °C VESSEL DOWN COMMER (TE-263-69G2): 13.4 °C (3/21 11:00 現在)	VESSEL WALL ABOVE BOTTOM HEAD (TE-2-3-69H3): 21.6 °C RPV温度 (TE-2-3-69R): 22.4 °C (3/21 11:00 現在)	スカートジャンクション上部温度 (TE-2-3-69F1): 20.2 °C RPV底部ヘッド上部温度 (TE-2-3-69H1): 18.0 °C (3/21 11:00 現在)	
原子炉格納容器 内温度	HVH-12A RETURN AIR (TE-1625A): 13.3 °C HVH-12A SUPPLY AIR (TE-1625F): 13.3 °C (3/21 11:00 現在)	RETURN AIR DRYWELL COOLER (TE-16-114B): 22.0 °C SUPPLY AIR D/W COOLER HVH2-16B (TE-16-114G#1): 22.0 °C (3/21 11:00 現在)	格納容器空調機戻り空気温度 (TE-16-114A): 20.2 °C 格納容器空調機併給空気温度 (TE-16-114F#1): 17.9 °C (3/21 11:00 現在)	
原子炉格納容器 圧力	0.11 kPa g (3/21 11:00 現在)	2.05 kPa g (3/21 11:00 現在)	0.44 kPa g (3/21 11:00 現在)	
空素封入流量 ※3	RPV (RVH-A): - Nm ³ /h (RVH-B): 15.50 Nm ³ /h (JP-A): 14.07 Nm ³ /h (JP-B): - Nm ³ /h PCV: - Nm ³ /h (3/21 11:00 現在)	RPV-A: 6.83 Nm ³ /h RPV-B: 7.00 Nm ³ /h PCV: - Nm ³ /h (3/21 11:00 現在)	RPV-A: 8.44 Nm ³ /h RPV-B: 8.65 Nm ³ /h PCV: - Nm ³ /h (3/21 11:00 現在)	※4
原子炉格納容器 ガス管理システム 排気流量	20.7 m ³ /h (3/21 11:00 現在)	16.58 Nm ³ /h (3/21 11:00 現在)	19.33 Nm ³ /h (3/21 11:00 現在)	
原子炉格納容器 水系温度 ※1	A系: 0.00 vol% B系: 0.00 vol% (3/21 11:00 現在)	A系: 0.11 vol% B系: 0.12 vol% (3/21 11:00 現在)	A系: 0.14 vol% B系: 0.14 vol% (3/21 11:00 現在)	
原子炉格納容器 放射能濃度 (Xe135) ※2	A系: 指示値 8.45E-04 Ba/cm ³ 検出限界値 3.67E-04 B系: 指示値 1.20E-03 Ba/cm ³ 検出限界値 3.18E-04 (3/21 11:00 現在)	A系: 指示値 ND 検出限界値 1.3E-01 B系: 指示値 ND 検出限界値 1.3E-01 (3/21 11:00 現在)	A系: 指示値 ND 検出限界値 1.9E-01 Ba/cm ³ B系: 指示値 ND 検出限界値 1.9E-01 Ba/cm ³ (3/21 11:00 現在)	
使用済燃料プール 水温度	21.1 °C (3/21 11:00 現在)	20.6 °C (3/21 11:00 現在)	- °C ※5 (3/21 11:00 現在)	- °C ※5 (3/21 11:00 現在)
FPC 4号機羽 水位	3.84 m (3/21 11:00 現在)	2.64 m (3/21 11:00 現在)	- m ※6 (3/21 11:00 現在)	39.0 X100mm (3/21 11:00 現在)

(注) 計測値に関する事項
※1: 原子炉格納容器内の放射能濃度は、放射能濃度計で測定している。放射能濃度計の検出限界値は、放射能濃度計の検出限界値に依存する。
※2: 放射能濃度計の検出限界値は、放射能濃度計の検出限界値に依存する。
※3: 空素封入流量は、空素封入流量計で測定している。空素封入流量計の検出限界値は、空素封入流量計の検出限界値に依存する。
※4: 空素封入流量は、空素封入流量計で測定している。空素封入流量計の検出限界値は、空素封入流量計の検出限界値に依存する。
※5: 空素封入流量は、空素封入流量計で測定している。空素封入流量計の検出限界値は、空素封入流量計の検出限界値に依存する。
※6: 空素封入流量は、空素封入流量計で測定している。空素封入流量計の検出限界値は、空素封入流量計の検出限界値に依存する。

3/6

2022年3月21日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所 廃炉推進カンパニー

集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 (γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		I-131 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
4号T/B建屋南東	2022/03/20 07:38	< 5.7E+00	< 5.4E+00	< 3.8E+00
プロセス主建屋北東	2022/03/20 07:05	< 4.7E+00	< 5.1E+00	< 3.9E+00
プロセス主建屋南東	2022/03/20 07:30	< 5.4E+00	< 4.4E+00	< 3.8E+00
雑固体廃棄物減容処理建屋南	2022/03/20 07:15	< 5.7E+00	< 4.0E+00	< 4.5E+00
サイトバンカ建屋南西	—	—	—	—
焼却工作建屋西側	2022/03/20 07:20	< 4.6E+00	< 5.1E+00	2.1E+01
雑固体廃棄物減容処理建屋北	2022/03/20 07:09	< 4.9E+00	< 3.9E+00	< 4.2E+00
サイトバンカ建屋南東	2022/03/20 07:25	< 4.1E+00	< 3.5E+00	< 5.1E+00

- ・核種の半減期：I-131(約8日)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)
- ・不等号 (<: 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。
- ・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。
- ・O.OE±0とは、 $0.0 \times 10^{+0}$ であることを意味する。
- (例) $3.1E+01$ は 3.1×10^1 で31、 $3.1E+00$ は 3.1×10^0 で3.1、 $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。
- ・サイトバンカ建屋南西は、1回/週程度の頻度で分析を実施。

4/6

2022年3月21日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

構内排水路 分析結果 (全β・γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
A排水路	2022/03/20 08:05	6.0E+00	< 5.5E-01	3.5E+00
物揚場排水路	2022/03/20 08:10	< 3.3E+00	< 3.9E-01	1.1E+00
K排水路	2022/03/20 06:00	1.2E+01	< 5.2E-01	8.0E+00
BC排水路	2022/03/20 06:00	< 3.3E+00	< 4.3E-01	< 4.6E-01
5,6号機排水路※1	—	—	—	—

- ・核種毎の半減期：Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)
- ・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND)を表す。
- ・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。
- ・0.0E±0とは、0.0×10^{±0}であることを意味する。
- (例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。
- ・採取当日の降雨量は0 mm
- ・排水路流量情報は、解析中のため後日公表する。
- ※1 5,6号機排水路は1回/月に分析を実施。

5/6

2022年3月21日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

海水分析結果<港湾内、放水口付近> (全β・H-3・Sr・Y)

試料名称	採取日時	分析項目				
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Sr-90 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2022/02/07 08:37	9.9E+00	< 9.5E-01	3.9E-03	< 8.4E-01	< 6.6E-01
1F 物屋橋前	2022/02/07 07:40	< 1.2E+01	< 1.9E+00	< 7.0E-03	< 4.3E-01	< 4.2E-01
1F 1~4号機取水口内北側 (東浜待避北側)	2022/02/07 07:15	< 1.2E+01	7.0E+00	< 1.0E-01	< 4.3E-01	8.2E-01
1F 1~4号機取水口内南側 (盛水壁前)	2022/02/07 07:25	< 1.2E+01	3.8E+01	1.8E-01	< 5.6E-01	1.7E+00
1F 南放水口付近 (T-2) *	2022/02/07 09:10	1.2E+01	< 9.5E-01	1.4E-03	< 6.9E-01	< 6.1E-01
1F 港湾口 (T-0)	2022/02/07 06:43	< 1.4E+01	< 1.9E+00	5.4E-03	< 5.2E-01	< 5.0E-01
1F 港湾中央	2022/02/07 06:50	< 1.4E+01	< 1.9E+00	< 1.0E-01	< 4.7E-01	< 5.5E-01
1F 港湾内北側	2022/02/07 06:54	< 1.2E+01	< 1.7E+00	< 4.1E-03	< 2.5E-01	< 3.4E-01
告示濃度限度*1			6.0E+04	3.0E+01	6.0E+01	9.0E+01
WHO飲料水水质ガイドライン			1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01	1.0E+01

・採測時の半減期：H-3(約12年)、Sr-90(約29年)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)
 ・不等号 (< : 小びり) は、検出限界未満 (ND) を表す。
 ・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。
 ・O、OE±Oとは、 $O \times 10^{\pm O}$ であることを意味する。
 (例) $3.1E+01$ は 3.1×10^1 で31、 $3.1E+00$ は 3.1×10^0 で3.1、 $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。
 ・物屋橋前は、シルトフェンス設置を行った日は測定実施後にもサンプリングを実施。
 ・Sr-90以外は既にお知らせ済み。
 ※1 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度
 (別表第一第六欄：周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では、Bq/cm³の表記をBq/Lに換算した値を記載])
 ※試料採取作業の安全確保ができないため、採取地点を1~4号機放水口から南側に約1300mの地点に一時的に変更。

6/6

2022年3月21日

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

海水分析結果<港湾内, 放水口付近> (全β・γ)

試料名称	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2022/03/20 07:22	—	< 6.8E-01	< 6.8E-01
1F 6号機取水口前	2022/03/20 08:25	< 1.4E+01	< 5.1E-01	8.8E-01
1F 物揚場前	2022/03/20 08:00	< 1.4E+01	< 5.2E-01	1.1E+00
1F 1~4号機取水口内北側 (東波除堤北側)	2022/03/20 07:31	< 1.4E+01	< 4.9E-01	2.6E+00
1F 1~4号機取水口内南側 (遮水壁前)	2022/03/20 07:36	< 1.4E+01	< 6.8E-01	7.3E+00
1F 南放水口付近 (T-2) ※	2022/03/20 08:40	9.2E+00	< 6.6E-01	< 6.5E-01
1F 港湾口 (T-0)	2022/03/20 06:29	1.4E+01	< 5.1E-01	6.9E-01
1F 港湾中央	2022/03/20 06:25	1.7E+01	< 4.3E-01	6.6E-01
1F 港湾内東側	2022/03/20 06:27	< 1.4E+01	< 2.8E-01	7.7E-01
1F 港湾内西側	2022/03/20 06:23	< 1.4E+01	< 2.6E-01	4.0E-01
1F 港湾内北側	2022/03/20 06:21	< 1.4E+01	< 3.1E-01	3.6E-01
1F 港湾内南側	2022/03/20 06:31	< 1.4E+01	< 3.0E-01	1.0E+00
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	—	—	—	—
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	—	—	—	—
1F 港湾口東側 (T-0-2)	—	—	—	—
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	—	—	—	—
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	—	—	—	—
告示濃度限度 ^{*1}			6.0E+01	9.0E+01
WHO飲料水水質ガイドライン			1.0E+01	1.0E+01

* 核種毎の半減期: Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

* 不等号 (<: 小なり) は, 検出限界値未満 (ND) を表す。

* 測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

* 〇.〇E±〇とは, 〇.〇×10^{±〇}であることを意味する。(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

* 物揚場前は, シルトフェンス閉鎖を行った日は閉鎖実施後にもサンプリングを実施。

※1 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める

告示濃度限度

(別表第一第六欄: 周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では, Bq/cm³の表記をBq/Lに換算した値を記載])

※試料採取作業の安全確保ができないため, 採取地点を1~4号機放水口から南側に約1300mの地点に一時的に変更。

16:17

1/1

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

様式9-1(1/2)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第23359報)

2022年 3月21日 16時13分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 磯貝 智彦
連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	(対応日時, 対応の概要) 第23350報でお知らせしたとおり、サブドレン他水処理施設一時貯水タンクDに貯水していた水について、本日以下のとおり排水を実施しました。 ・排水開始 : 12時37分 ・排水終了 : 15時05分 ・排水量 : 366m ³ 排水状況については、漏えい等の異常がないことを確認しております。 【公表区分:E】
その他の事項の対応(注3)	なし

※添付の有り **無し**

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。